

## 「千葉県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（仮称）」の原案について

### 1 制定趣旨

知事部局では以下の基本的な考え方により、スポーツ行政及び文化行政を所掌する組織を令和4年度から環境生活部に新設するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により条例を新規に制定する。

#### 《基本的な考え方》

- ① オリ・パラの開催効果を本県の活性化に生かすため、「スポーツ」と「文化」を所掌する組織を設置する。
- ② オリ・パラに向けたボランティアや文化プログラム等は、環境生活部の所管業務と関連が深く、これまでの取組みを引き継ぎ、発展させていくため、新組織を環境生活部に置く。
- ③ スポーツについては、県民の健康や生活の豊かさの視点で、「県民がスポーツに親しむ」こと、「する・みる・ささえるスポーツ」の推進を図るとともに、スポーツの所管を知事部局に移管することで、学校体育の枠を超えて、地域・企業等との連携をより一層推進していく。
- ④ 美術館・博物館を教育庁から知事部局に移管することとし、文化・芸術振興の一体的な推進、県有文化施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、美術館・博物館を活用した地域振興や観光・産業振興などの施策展開を図る。

### 2 制定内容

- ① 教育委員会が所掌する「スポーツに関すること」、「文化に関すること（文化財に関することを除く）」を知事の所掌とする。（特定業務）
- ② 美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館、房総のむらを「特定社会教育機関」とする。  
※スポーツに係る施設（総合スポーツセンター、国際総合水泳場）の管理についても知事部局で所管する。

### 3 施行時期

令和4年4月1日

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は前条各号に掲げるもののほか、条例に定めるところにより、当該地方公共団体の長が次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
- 三 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）
- 四 文化財の保護に関すること

<新旧体制案>

旧	新
<p>【知事部局】</p> <p>環境生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 県民生活・文化課</li> <li>— オリンピック・パラリンピック推進局                     <ul style="list-style-type: none"> <li>— 開催準備課</li> <li>— 事前キャンプ・大会競技支援課</li> </ul> </li> </ul>	<p>【知事部局】</p> <p>環境生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— (仮称) 県民生活課</li> <li>— 【廃止】</li> <li>— (仮称) スポーツ・文化局                     <ul style="list-style-type: none"> <li>— (仮称) 生涯スポーツ振興課</li> <li>— (仮称) 競技スポーツ振興課</li> <li>— (仮称) 文化振興課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>— 美術館</li> <li>— 中央博物館</li> <li>— 現代産業科学館</li> <li>— 関宿城博物館</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>【教育委員会】</p> <p>&lt;教育庁&gt;</p> <p>教育振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 学校安全保健課</li> <li>— 文化財課</li> <li>— 体育課</li> </ul> <p>— 美術館</p> <p>— 中央博物館</p> <p>— 現代産業科学館</p> <p>— 関宿城博物館</p>	<p>【教育委員会】</p> <p>&lt;教育庁&gt;</p> <p>教育振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— (仮称) 保健体育課</li> <li>— 文化財課</li> </ul>

教育庁から知事部局に「スポーツ行政」（学校体育を除く）、美術館・博物館を移管  
文化財課学芸振興室業務を文化振興課に移管

学校体育は保健体育課に移管